

松江市告示第 406 号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関の事業の休止の届け出があったので、同法第55条の3第2号の規定により告示する。

令和2年6月17日

松江市長 松 浦 正 敬

事業者		休止する 事業	事業所		休止年月日
名称	主たる事務所の所在地		名称	所在地	
医療法人 嘉本整形外 科	松江市西津田二丁目2番2号	短期入所療養介護	医療法人 嘉本整形外 科	松江市西津田二丁目 2番2号	令和2年3月31日
		介護予防居宅療養管 理指導			
		介護予防訪問看護			